

熊本県小規模事業者資金（無担保無保証人での融資を除く。）
熊本県創業者支援資金
熊本県新事業展開支援資金
熊本県商店街活性化資金
熊本県経営安定対策資金
熊本県経営支援特別資金
熊本県緊急経営安定対策資金
熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金
熊本県平成11年台風18号災害復興資金

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条の規定は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

熊本県告示第297号

熊本県雇用促進対策資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県雇用促進対策資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県雇用促進対策資金融資制度要項（平成14年熊本県告示第363号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（重複貸付等の特認）

第11条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）第8条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県雇用促進対策資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第298号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県小規模事業者資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の12）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（重複貸付等の特認）

第11条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）第8条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県小規模事業者資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第299号

熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県中核企業育成資金融資制度要項（平成10年熊本県告示第304号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の